第2章 組織・推進体制

- 1 組織体制・指示命令系統
- 災害廃棄物対策における市(町)組織の構成や災害廃棄物対策部局の主な業務について記載します。

作成上の留意点

- ・ 被災時における組織体制をあらかじめ検討しておき、被災時に速やかに当該組織体制を 確立する必要があります。
- ・ 災害廃棄物処理に関する設計・契約業務や土木・建築に関する実務経験を有する職員の 確保が必要です。
- ・ 熊本地震の際、熊本市では、「震災廃棄物対策課」を新たに設置し、災害廃棄物の処理 を行っています。

記載例

(1)〇〇市(町)災害対策本部

- ・市(町)は、市(町)内に震度〇〇以上の地震が発生し、あるいは市(町)内に津波警報(津波・大津波)が発表されたときは、〇〇市(町)災害対策本部を設置する。
- ・ その他の災害についても市 (町) は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、 必要に応じ災害対策本部を設置して事態に対処する。

※各市町地域防災計画等における災害対策本部組織図等を添付

(2) 災害廃棄物対策における市(町)組織の構成

・災害廃棄物の処理対策に関する業務は、〇〇課が行う。〇〇課は災害廃棄物処理の実施、処理に係る指揮調整、住民等への広報、被災状況等の情報管理、人材や資機材の調整、外部との契約、補助金の取得を含む資金管理等を行う。

※災害廃棄物対策における市(町)組織(チーム)体制図を添付

(3) 災害廃棄物対策部局の主な業務

- ・発災時は、〇〇課(〇〇班)が災害廃棄物処理、し尿避難所ごみに関する業務を担当する。また、大規模災害時は通常の廃棄物処理、施設管理に加え災害廃棄物処理の対応が必要となり業務量の増加が予想されるので、応援要請等により必要な人員・人材の手配を行う。
- ・ なお、本計画で対象とする災害においては、地震や水害により、適正処理困難廃棄物を 含む大量の災害廃棄物が発生すると想定されることから、災害廃棄物の撤去・運搬・処 理に際して、土木系部局(道路障害物の撤去等)、水産系部局(水産系廃棄物の処理 等)、農林系部局(死亡獣畜の処理等)、港湾関係部局(海域流出物対応等)とも連携 可能な体制を構築する。

2 情報収集・連絡

- 市(町)災害対策本部との連絡及び収集する情報について記載します。
- 市町内の他部局との連携・調整事項について記載します。
- 県及び他自治体等との広域的な調整のため、連絡及び収集する情報について記載します。

作成上の留意点

- ・ 被災時は、できるだけ迅速に正確な情報収集を行う必要があります。
- ・ 市 (町) 災害対策本部との連絡及び収集する情報、他部局との連携事項、県及び他自治体 等との連携などについて、あらかじめ整理しておく必要があります。
- 市(町)で対応できない場合は、県に速やかに連絡し支援の要請を行う必要があります。

記載例

(1) 市(町)災害対策本部との連絡及び収集する情報

・ 災害廃棄物対策における市 (町)組織は、災害対策本部から必要な情報を収集するとと もに、収集した情報は、組織内において情報共有し、関係者に周知する。

表■■ 災害対策本部から収集する情報の内容

区分	情報収集項目	目的
指定避難所と避難者数の把握	• 指定避難所名	・トイレ不足数把握
	・各指定避難所の避難者数	・生活ごみ、し尿の発生量把握
	・各指定避難所の仮設トイレ数	
建物の被害状況の把握	・建物の全壊及び半壊棟数	・要処理廃棄物量及び種類等の
	・建物の焼失棟数	把握
上下水道の被害及び復旧状況の	・水道施設の被害状況	・インフラの状況把握
把握	・断水(水道被害)の状況と復	・し尿処理施設の活用
	旧の見通し	
	・下水処理施設の被災状況	
道路・橋梁の被害の把握	・被害状況と開通見通し	・廃棄物の収集運搬
		・体制への影響把握
		・仮置場、運搬ルートの把握

(2) 他部局との連携事項

- ・本計画で想定する災害においては、災害廃棄物の撤去・運搬・仮置き・処理に際して、 道路障害物や被災家屋の解体撤去、指定避難所におけるし尿処理、運搬における道路状 況の把握等の対応が必要となり、他部局との連絡・調整が必要となる。
- ・ 災害廃棄物処理に必要となる関連部局との連絡・調整事項を以下の表■■に示す。

表■■ 対策部内の連携事項(記載例)

対策部局※	連絡・調整事項	
災害対策本部事務局	指定避難所、仮設トイレ手配・運搬、仮置場用地調整(消防、	
	自衛隊、仮設住宅等)、総合調整	
総務・情報部局	再生材の利用方法	
ボランティア対応部局	ボランティア対応 (ごみの分別、清掃等)	
土木・都市整備部局	損壊家屋、公共施設等の解体・撤去の流れ	
土木・道路部局	道路障害物撤去、運搬道路情報	
上下水道部局	し尿、生活排水対策	
公園・学校管理部局	公園、地域広場等の仮置場使用	

[※]各市町での対応部局名(対策班、対策課、対策チーム等)に変更する。

(3) 県及び他自治体等との連携

- ・ 災害廃棄物対策における市(町)組織は、県と平時から定期的に連絡をとるとともに、災害発生時には、災害廃棄物の発生状況や廃棄物処理施設の被災状況、仮置場整備状況など、収集した情報を県と共有する。
- ・また、被災規模に応じて、県に対し他自治体等による支援を要請し、必要に応じて民間 事業者団体にも協力を要請するほか、他自治体が被災した場合には、他自治体からの要 請に応じて必要な人員、物資、資機材等の支援を行うとともに、広域処理による災害廃 棄物の受入れについても調整及び検討を行う。

表■■ 県と共有する情報の内容

区分	情報収集項目	目的
災害廃棄物の発生状況	・災害廃棄物の種類と量	迅速な処理体制の構
	・必要な支援	築支援
廃棄物処理施設の被災状況	• 被災状況	
	・復旧見通し	
	・必要な支援	
仮置場整備状況	・仮置場の位置と規模	
	・必要資材の調達状況	
	・運営体制の確保に必要な支援	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の	・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況	迅速な生活環境の保
発生状況	・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	全に向けた支援

3 協力・支援体制

- 自衛隊・警察・消防への協力内容について記載します。
- 市町間や県、民間事業者との協力支援体制等について記載します。

作成上の留意点

- ・ 発災時には、自衛隊・警察・消防が人命救助活動のために災害廃棄物を撤去することを 想定した記載が必要です。
- ・ 市 (町) のみでの処理が困難な場合を想定し、市町間、県、民間事業者との協力支援体制等の構築を検討する必要があります。

記載例

(1) 自衛隊・警察・消防との連携

- ・ 市 (町) 及び県は、発災初動期における迅速な人命救助のため、道路上の災害廃棄物の 撤去等に係る自衛隊や警察、消防との連携方法等について検討する。
- ・ 自衛隊・警察・消防との連携に当たっては、人命救助やライフライン確保のための災害 廃棄物の撤去対策、思い出の品の保管対策、貴重品等の搬送・保管対策、不法投棄の防止対策、二次災害の防止対策等に留意する。

(2) 市町間、県との協力・支援

- ・市(町)は、大規模な災害が発生した場合等において、県内市町等との災害支援協定締結など、相互に連携・協力できる体制の構築を検討する。
- ・ 市 (町) での処理が不可能な場合、県内の被災していない、又は被災の程度の軽い市町 や県への応援要請を行う。
- ・市(町)は、災害の状況によっては、環境省の専門家チームである D. Waste-Net (災害廃棄物処理支援ネットワーク)も活用する。

※D. Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)

D. Waste-Netとは、災害廃棄物対策を行う自治体を支援するため、環境省が平成27年9月に発足させたネットワーク組織であり、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等が構成メンバーとなっている。

(3) 民間事業者の協力

・市(町)は、○○と「□□に関する協定書」を締結しているが、災害発生に備え万全を 期すため、他の建設事業者団体、廃棄物事業者団体等と災害支援協定を締結することを 検討する。

4 人材育成及び教育訓練

■ 市(町)の人材育成及び教育訓練について記載します。

作成上の留意点

・ 被災時に情報を的確に分析し処理方針を立案するためには、平常時からの人材育成が重要であり、被災時に専門家を活用できるしくみを整備する必要があります。

記載例

- ・発災後速やかに災害廃棄物を処理するためには、災害廃棄物に精通し、かつ柔軟な発想と 決断力を有する人材が求められることから、平常時から災害マネジメント能力の維持・向 上を図ることが望ましい。
- ・ 具体的には、市(町)は、県が定期的に情報発信を行う講習会・研修会等に参加するほか、防災訓練の日などに、発災直後の組織や連絡体制の確認や仮置場の設置運営手順の確認など、机上訓練を実施すること等が考えられる。
- ・また、災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net:有識者、関係機関の技術者、関係団体等から構成)による専門家の活用を図ることも検討する。

5 市(町)民への啓発・広報

■ 災害廃棄物の適正な処理のため行う住民への啓発・広報について記載します。

作成上の留意点

- 発生した災害廃棄物の適正な処理を進めるに当たっては、住民の理解が不可欠です。
- ・ 対応時期に応じた発信方法と発信内容を記載する必要があります。

記載例

- ・発生した災害廃棄物の適正な処理を進めるに当たっては、住民の理解が不可欠であり、市 (町)及び県においては、災害廃棄物を持ち込める場所や分別についての情報を的確に伝 えることが重要である。
- ・ 災害時は、便乗ごみ(災害廃棄物の回収に便乗した災害とは関係のないごみなど)の排出 や不法投棄、野焼き等の不適正な処理が懸念される。このため、市(町)及び県は、災害 廃棄物の再資源化のための分別方法や粗大ごみ・腐敗性廃棄物の排出方法などをあらかじ め検討しておき、日頃から啓発を行うとともに、災害時には、各種の情報伝達手段(掲示 板の貼り出し、ホームページ、マスコミ報道、SNS等)により迅速に災害廃棄物の処理 に関する情報を住民に広報する。

表■■ 対応時期ごとの発信方法と発信内容

大量 対応対別ことの元間がAC元間的音			
対応時期	発信方法	発信内容	
災害初動期	・自治体庁舎、公民館等の公共機	・有害・危険物の取扱い	
	関、避難所、掲示板への貼り出し	・生活ごみやし尿及び浄化槽汚	
	・自治体のホームページ	泥等の収集体制	
	・マスコミ報道(基本、災害対策本	・問合せ先等	
	部を通じた記者発表の内容)		
災害廃棄物の撤	・広報宣伝車	・仮置場への搬入	
去・処理開始時	・防災行政無線	・被災自動車等の確認	
	・回覧板	・被災家屋の取扱い	
	・自治体や避難所での説明会	・倒壊家屋の撤去等に関する具	
	・コミュニティFM	体的な情報(対象物、場	
		所、期間、手続き等)等	
処理ライン確定	・災害初動期、災害廃棄物の撤去・	・全体の処理フロー、処理・処	
~本格稼動時	処理開始時に用いた発信方法	分先等の最新情報等	

出典:環境省「災害廃棄物対策指針」に加筆